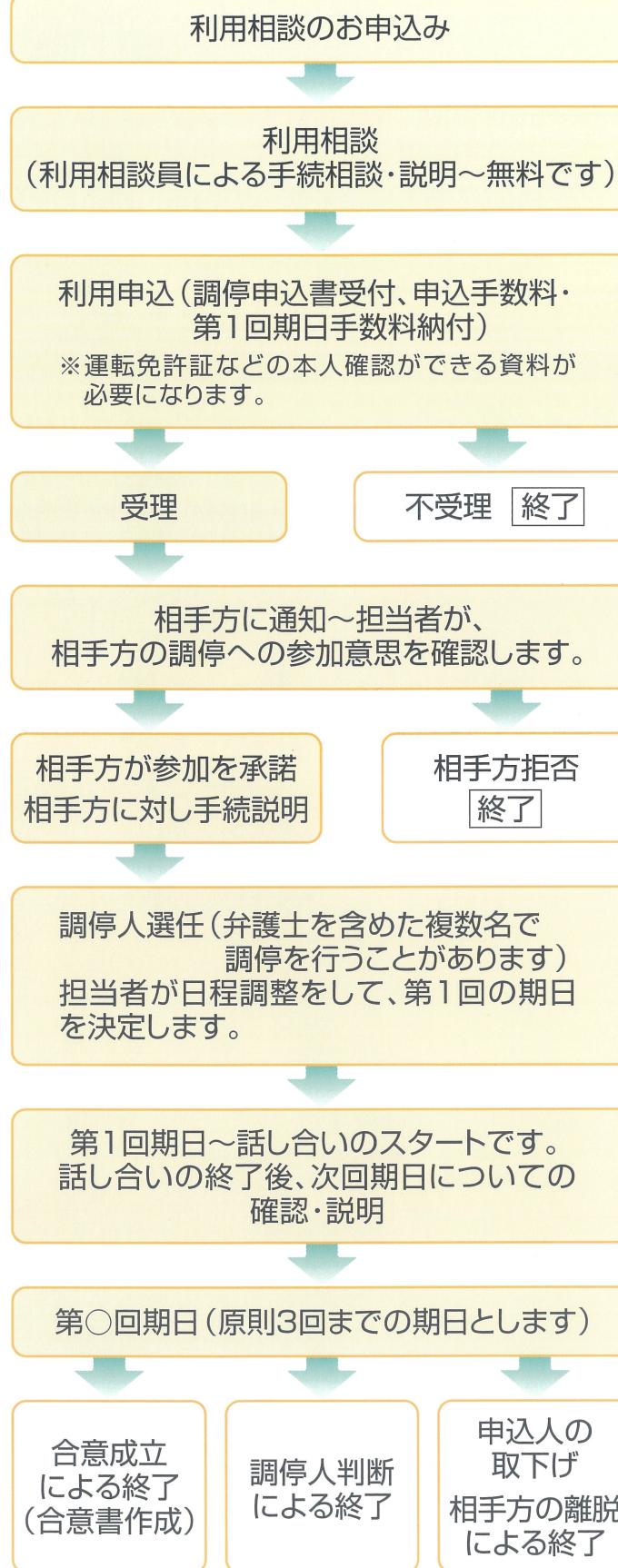


調停手続きの流れ



申込手数料
10,000円 + 税（消費税別、以下同様）
申込人の負担となります。

期日手数料
期日一回あたり 10,000円 + 税
第1回目の期日手数料は、申込人の負担となります。
第2回目以降の期日手数料の費用負担割合は、当事者の合意で決めていただくこととし、合意がない場合は、均等負担となります。

合意書作成手数料
30,000円 + 税
合意書作成手数料の費用負担割合は、当事者の合意で決めていただくこととし、合意がない場合は、均等負担となります。

身近なトラブル、まずは「話し合い」をしてみませんか？
～司法書士が「話し合い」のお手伝いをします～

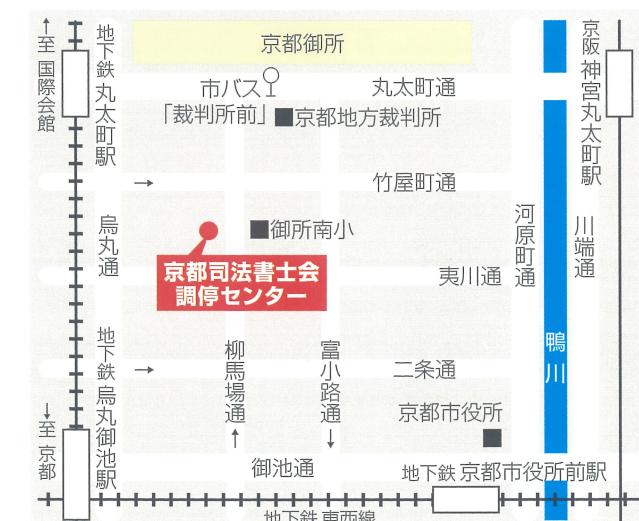
京都司法書士会 調停センター



お問い合わせ
京都司法書士会 調停センター
075-251-8741

〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル西側
(地下鉄丸太町駅より徒歩10分)

URL <http://www.sihosyosi.jp/>



裁判まではちょっと…
そんな身近なトラブルでお困りの方、
まずは当事者同士で「話し合い」をしてみませんか？

『京都司法書士会 調停センター』では、
司法書士が「話し合い」のお手伝いをします。

当センターは、身近なトラブルを当事者の話し合いによって解決することを目的として設立された、法務省の認証を取得した機関です。



京都司法書士会調停センター

調停って
どんなことを
するの?

裁判のように大げさにせず、話し合いで解決したい、
相手方との人間関係を壊したくない場合などに適しています。

一般的に、当事者だけで話し合いをしようとしても、互いの言い分を主張し合うだけになったり、感情的になったりしてうまくいかないものです。また誤解、思い込み等により、話がかみ合わなかったりして、本当の意味での話し合いがなかなかできず、逆に対立が大きくなってしまったりすることもあります。
そこで、当センターでは、司法書士(事案によっては弁護士と共同で)が調停人として中立・公正な立場でトラブルを抱えた当事者による話し合いのお手伝いをし、双方が納得できる解決方法を見つけるようにサポートします。互いに顔を合わせてきちんと話し合うことで今まで気づかなかったことに気づき、解決策が見えてきます。

裁判とはどう違うの?

裁判は、裁判官が判断をして結論を出します。それに対して、当センターの調停では、当事者が直接話し合って、お互いが納得する解決方法を導き出します。調停人は原則として評価や判断をせず、実りのある話し合いができるようにサポートいたします。



裁判所の調停との違いは?

裁判所の調停は、原則として当事者が同席しないで行われます。そのため、当事者の気持ちや考えが相手方に伝わりにくことがあります。当センターが行う調停では、原則として当事者に同席していただき、当事者の感情面も含め、自由に話し合いをしていただくことができます。

秘密は守られるの?

調停手続きは非公開です。

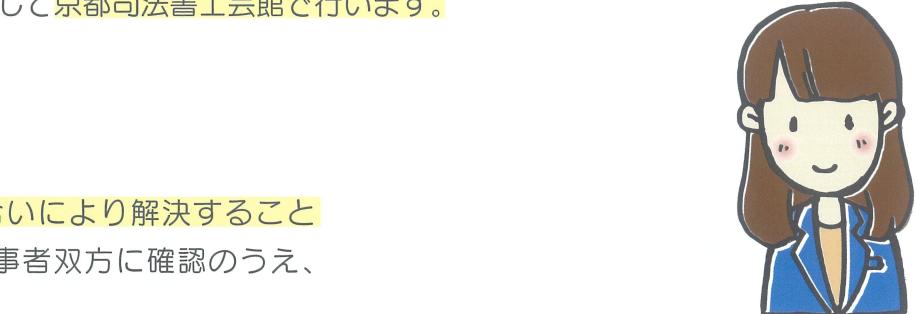
また、調停手続きに関与する者には守秘義務が課せられており、調停に関する資料は厳重に管理します。

話し合いはどこでするの?

原則として京都司法書士会館で行います。

時間はどれくらいかかるの?

話し合いは、1回につき2時間程度とし、3回以内の話し合いにより解決することを予定しています。4回以上の話し合いが必要な場合は、当事者双方に確認のうえ、話し合いを続けるかどうか決めることになります。



当センターで扱う具体的な事例

- 友人にお金を貸したが、返してもらえない
- 家賃を支払ってもらえない
- 賃貸契約の更新をしないと言われた
- 隣の部屋の騒音で困っている
- 自宅の土地と建物の相続で親族ともめている

※当センターが取り扱うことのできる事案は民事紛争および一部家事事件(不動産を含む相続についてのトラブル、不動産を含む財産分与に関するトラブル)です。詳しくは、当センターを利用する際にお問い合わせください。

費用はどのくらいかかるの?

申し込みの時に、20,000円+税(申込手数料10,000円+税及び1回目の話し合いの手数料10,000円+税)をお支払いいただきます。

話し合いが2回以上必要な場合は、2回目以降毎回10,000円+税をお支払いいただきます。また、合意書の作成が必要な場合は、合意書作成費用として30,000円+税をお支払いいただきます。

詳しくは裏面をご覧下さい。



相手を強制的に呼び出してもらえるの?

当センターで行う話し合いには、強制力はありません。当センターから相手の方に参加していただけるように働きかけをしますが、相手の方が出席を希望しない場合、手続きは終了することになります。

調停を途中で止めることはできるの?

申込人はいつでも書面で調停の取り下げをして調停を止めることができます。また、相手方もいつでも書面で調停手続きから離脱して調停を止めることができます。

話し合いで約束が守られなかったら、センターが強制して約束を守らてくれるの?

相手の方の呼び出しと同様、当センターで話し合われた結果についても強制力はありません。しかし、当センターで行う調停は、裁判とは違い、当事者双方が納得したうえで、守れる約束を交わしていく手続です。ですので、成立した約束は守ってもらいやすいと考えられます。

